

建築基準法の手続に関する申請手数料

R7.4.1 以降

1 確認・中間検査(国等に係るものを含む。) 京都市の建築主事へ申請されるもの

(1) 確認のうち基本審査分・中間検査

	床面積の合計(A)	確認(基本審査分)の手数料(円)		中間検査の手数料 (円)
		構造計算書添付なし	構造計算書添付あり	
建築物	A ≦ 30 m ²	16,000	26,000	14,000
	30 m ² < A ≦ 100 m ²	47,000	61,000	24,000
	100 m ² < A ≦ 200 m ²	65,000	83,000	40,000
	200 m ² < A ≦ 300 m ²	88,000	138,000	71,000
	300 m ² < A ≦ 500 m ²	159,000		
	500 m ² < A ≦ 1,000 m ²	182,000		99,000
	1,000 m ² < A ≦ 2,000 m ²	252,000		128,000
	2,000 m ² < A ≦ 5,000 m ²	389,000		208,000
	5,000 m ² < A ≦ 10,000 m ²	584,000		317,000
	10,000 m ² < A ≦ 50,000 m ²	752,000		450,000
	50,000 m ² < A	1,360,000		854,000
建築設備(建築物の確認申請に含まれる場合)		エレベーター又はエスカレーター一基につき 10,000		
建築設備(単独で申請する場合)		22,000		
		計画変更の場合 10,000		
工作物(単独で申請する場合)		22,000		
		計画変更の場合 10,000		

(2) 省エネ仕様基準審査

	床面積の合計(A)	確認(基本審査分)の手数料に加算する手数料(円)
一戸建ての住宅	$A \leq 200 \text{ m}^2$	15,000
	$200 \text{ m}^2 < A$	16,000
共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	27,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	43,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	68,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	88,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	184,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	338,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	647,000

➤ 建築物の全ての部分の省エネ評価が、仕様基準のみである場合に限る。

■ 床面積の算定方法

確認	建築物を建築する場合	申請に係る部分の床面積
	1棟増築の場合	増築に係る部分の床面積にその他の部分の床面積の2分の1を加算する。
	別棟増築の場合	増築に係る部分の床面積にその他の部分の床面積の2分の1を、増築に係る部分の床面積を上限に加算する。
	同一敷地内の移転、大規模の修繕・模様替、用途変更	移転、修繕・模様替え、用途変更に係る部分の床面積の2分の1
	計画変更	計画変更に係る部分の床面積の2分の1 ただし、床面積が増加する部分は増加する部分の床面積
省エネ仕様規定審査		新築、増築、改築に係る部分の床面積
中間検査		中間検査の申請に係る部分の床面積

2 完了検査(国等に係るものを含む。) 京都市の建築主事へ申請されるもの

(1) 完了検査(省エネ基準適合性検査以外のもの)

	床面積の合計(A)	手数料(円)	
		中間検査を実施するもの	中間検査を実施しないもの
建築物	$A \leq 30 \text{ m}^2$	14,000	17,000
	$30 \text{ m}^2 < A \leq 100 \text{ m}^2$	24,000	25,000
	$100 \text{ m}^2 < A \leq 200 \text{ m}^2$	47,000	49,000
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	81,000	83,000
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	110,000	113,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	150,000	154,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	209,000	222,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	320,000	333,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	491,000	512,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	961,000	1,003,000
建築設備(単独で申請される場合)			22,000
工作物(単独で申請される場合)			18,000

(2) 省エネ基準適合性検査

		床面積の合計(A)	2(1)の手数料に加算する手数料(円)
住宅部分	一戸建ての住宅	$A \leq 200 \text{ m}^2$	9,000
		$200 \text{ m}^2 < A$	10,000
	共同住宅等 (一戸建ての住宅以外の住宅)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	18,000
		$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	30,000
		$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	54,000
		$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	82,000
		$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	146,000
		$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	249,000
		$50,000 \text{ m}^2 < A$	439,000
非住宅	用途が工場等	$A \leq 300 \text{ m}^2$	18,000
		$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	25,000
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	35,000
		$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	89,000
		$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	134,000
		$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	166,000
		$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	207,000
		$50,000 \text{ m}^2 < A$	288,000
	工場等以外の用途を含む	$< A \leq 300 \text{ m}^2$	46,000
		$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	58,000
		$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	77,000
		$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	124,000
		$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	162,000
		$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	195,000
		$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	229,000
		$50,000 \text{ m}^2 < A$	296,000

- 複数の用途にわたる場合、それぞれの合計額とする。
- 工場等とは、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。

■ 床面積の算定方法

完了検査	建築物を建築する場合	建築に係る部分の床面積
	同一敷地内の移転、大規模の修繕・模様替	移転、修繕・模様替えに係る部分の床面積の2分の1
省エネ基準適合検査		新築、増築、改築に係る部分の床面積

3 仮使用認定(国等に係るものを含む。) 京都市に申請されるもの

120,000円

- 床面積を問わず一律の手数料とする。

長期優良住宅認定関係の申請手数料

R7.4.1以降

長期優良住宅建築等計画等の認定、変更の認定、その他の申請

	床面積の合計(A)	手数料(円)			
		新築		新築以外	
		A 認定のみ	B 技術的審査を伴 うもの	C 認定のみ	D 技術的審査を伴 うもの
一戸建ての 住宅	A ≤ 200 m ²	19,000	89,000	28,000	133,000
	200 m ² < A	35,000	119,000	53,000	178,000
共同住宅等 (一戸建ての 住宅以外の住 宅)	A ≤ 200 m ²	21,000	144,000	32,000	215,000
	200 m ² < A ≤ 500 m ²	40,000	214,000	60,000	321,000
	500 m ² < A ≤ 1,000 m ²	64,000	272,000	96,000	409,000
	1,000 m ² < A ≤ 3,000 m ²	113,000	632,000	170,000	947,000
	3,000 m ² < A ≤ 5,000 m ²	199,000	991,000	298,000	1,487,000
	5,000 m ² < A ≤ 10,000 m ²	343,000	1,692,000	515,000	2,538,000
	10,000 m ² < A ≤ 20,000 m ²	634,000	2,617,000	951,000	3,926,000
	20,000 m ² < A ≤ 30,000 m ²	895,000	3,573,000	1,343,000	5,333,000
	30,000 m ² < A	1,075,000	4,809,000	1,612,000	7,182,000
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請 (譲受人を決定したとき、管理者等が選任された場合)		7,000	7,000	7,000	7,000
認定に基づく地位の承継の承認の申請		7,000	7,000	7,000	7,000
住宅の容積率の特例に関する許可の申請		160,000	160,000	160,000	160,000

- 共同住宅等は、全ての住戸について機関が確認を行った住宅の場合は A 又は C、その他の場合にあっては B 又は D とする。
- 共同住宅等の複数の住戸について同時に数件の申請が行われた場合における1件の審査に係る手数料は、同時に行われた申請の件数で除して得た額とする。100 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。このとき、全ての住戸について機関が確認を行った住宅の場合は A 又は C、その他の場合にあっては B 又は D とする。
- 認定の申請に併せて、確認申請の申出があった場合の手数料は、確認申請の手数料を加算する。

■ 床面積の算定方法

長期優良住宅建築等計画等の認定	申請に係る建築物の床面積の合計
長期優良住宅建築等計画等の変更の認定	変更に係る住宅の床面積の2分の1 ただし、変更が共同住宅の専有部分のみである場合は、共同住宅の専有部分の床面積の2分の1、床面積が増加する部分は増加する部分の床面積

低炭素認定関係の手数料

R7.4.1以降

低炭素計画の認定、変更の認定、軽微な変更に関する証明書の交付

(1) 住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)			
		A 認定のみ (機関で技術的 審査を行ったもの)	B 誘導仕様基準に よるもの	C 誘導仕様基準・ 性能基準(標準 計算法)を併用 するもの	D 性能基準(標準 計算法、BEST 省 エネツール等)に よるもの
一戸建ての 住宅	$A \leq 200 \text{ m}^2$	5,500	20,000	42,000	55,000
	$200 \text{ m}^2 < A$	5,500	22,000	42,000	56,000
共同住宅等 (一戸建ての 住宅以外の住 宅)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	11,000	38,000	101,000	139,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	23,000	66,000	209,000	290,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	52,000	120,000	392,000	542,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	94,000	182,000	559,000	770,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	140,000	324,000	901,000	1,249,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000

- 共同住宅等について、全ての住戸の省エネ評価が誘導仕様基準の場合はB、併用の場合はC、その他の場合はDとする。
- 複数の用途の区分にわたる場合における手数料は合計額とする。
- 認定の申請に併せて、確認申請の申出があった場合の手数料は、確認申請の手数料を加算する。

(2) 非住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)		
		A 機関で技術的審査 を行ったもの	B モデル建物法に よるもの	D モデル建物法以外 の評価方法(標準入 力法、BEST 省エネツ ール等)によるもの
非住宅	$A \leq 300 \text{ m}^2$	11,000	135,000	359,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	19,000	155,000	405,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	31,000	191,000	486,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	94,000	335,000	782,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	149,000	423,000	933,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	188,000	536,000	1,188,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	235,000	605,000	1,295,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	328,000	741,000	1,505,000

- 複数の用途の区分にわたる場合における手数料は合計額とする。
- 認定の申請に併せて、確認申請の申出があった場合の手数料は、確認申請の手数料を加算する。

■ 床面積の算定方法

低炭素計画認定	区分に掲げる部分の床面積の合計
変更の低炭素計画認定 軽微な変更に関する証明書の交付	変更後の建築物の部分の床面積の2分の1 ただし、床面積が増加する部分は増加する部分の床面積
変更の低炭素計画認定 AからDの適用に変更が生じる場合	変更後の建築物の部分の床面積 (変更が住宅部分のみの場合は住宅の部分、非住宅部分部分のみの場合は非住宅の 部分に限る。)

建築物省エネ法に基づく各種の申請手数料

R7.4.1 以降

1 省エネ適合性判定、変更の省エネ適合性判定、軽微な変更に関する証明書の交付

(1) 住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)			
		A 性能向上計画認定に含まれる他の建築物	B 仕様基準によるもの	C 仕様基準・性能基準(標準計算法)を併用するもの	D 性能基準(標準計算法、BEST 省エネツール等)によるもの
一戸建ての住宅	$A \leq 200 \text{ m}^2$	5,500	20,000	42,000	55,000
	$200 \text{ m}^2 < A$	5,500	22,000	42,000	56,000
共同住宅等(一戸建ての住宅以外の住宅)	$A \leq 300 \text{ m}^2$	11,000	38,000	101,000	139,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	23,000	66,000	209,000	290,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	52,000	120,000	392,000	542,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	94,000	182,000	559,000	770,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	140,000	324,000	901,000	1,249,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000

- 共同住宅等について、全ての住戸の省エネ評価が仕様基準の場合はB、併用の場合はC、その他の場合はDとする。
- 気候風土適応住宅で、一次エネルギー消費量の評価が仕様基準の場合はB、その他の場合はDとする。
- 複数の用途にわたる場合における手数料は合計額とする。

(2) 非住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)		
		A 性能向上計画認定に含まれる他の建築物	B モデル建物法によるもの	D モデル建物法以外の評価方法(標準入力法、BEST 省エネツール等)によるもの
工場等	$A \leq 300 \text{ m}^2$	11,000	22,000	27,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	19,000	31,000	36,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	31,000	44,000	50,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	94,000	111,000	119,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	149,000	167,000	176,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	188,000	208,000	217,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	235,000	258,000	269,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	328,000	359,000	372,000
工場等以外	$A \leq 300 \text{ m}^2$	11,000	135,000	359,000
	$300 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	19,000	155,000	405,000
	$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	31,000	191,000	486,000
	$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	94,000	335,000	782,000
	$5,000 \text{ m}^2 < A \leq 10,000 \text{ m}^2$	149,000	423,000	933,000
	$10,000 \text{ m}^2 < A \leq 25,000 \text{ m}^2$	188,000	536,000	1,188,000
	$25,000 \text{ m}^2 < A \leq 50,000 \text{ m}^2$	235,000	605,000	1,295,000
	$50,000 \text{ m}^2 < A$	328,000	741,000	1,505,000

- 複数の用途にわたる場合における手数料は合計額とする。
- 工場等とは、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。

■ 床面積の算定方法

省エネ適合性判定	区分に掲げる部分の床面積の合計 共同住宅(BからDを適用するものに限る。)の設計一次エネルギー消費量に共用部を含まない場合は、共用部分の面積を除いた面積
省エネ適合性判定 増築又は改築をする場合	増築又は改築をする部分の床面積
変更の省エネ適合性判定 軽微な変更に関する証明書の交付	変更後の建築物の部分の床面積の2分の1 (変更が住宅部分のみの場合は住宅の部分、非住宅部分部分のみの場合は非住宅の部分に限る。) ただし、床面積が増加する部分は増加する部分の床面積
変更の省エネ適合性判定 変更前の省エネ適合性判定が京都市以外の場合 BからDの適用を変更する場合	変更後の建築物の部分の床面積 (変更が住宅部分のみの場合は住宅の部分、非住宅部分部分のみの場合は非住宅の部分に限る。)

2 省エネ性能向上計画の認定、変更の認定、軽微な変更に関する証明書の交付

(1) 住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)			
		A 認定のみ (機関で技術的 審査を行ったもの)	B 誘導仕様基準に よるもの	C 誘導仕様基準・ 性能基準(標準 計算法)を併用 するもの	D 性能基準(標準 計算法、BEST 省エネツール 等)によるもの
一戸建ての 住宅	A ≤ 200 m ²	5,500	20,000	42,000	55,000
	200 m ² < A	5,500	22,000	42,000	56,000
共同住宅等 (一戸建ての 住宅以外の 住宅)	A ≤ 300 m ²	11,000	38,000	101,000	139,000
	300 m ² < A ≤ 2,000 m ²	23,000	66,000	209,000	290,000
	2,000 m ² < A ≤ 5,000 m ²	52,000	120,000	392,000	542,000
	5,000 m ² < A ≤ 10,000 m ²	94,000	182,000	559,000	770,000
	10,000 m ² < A ≤ 25,000 m ²	140,000	324,000	901,000	1,249,000
	25,000 m ² < A ≤ 50,000 m ²	214,000	551,000	1,387,000	1,926,000
	50,000 m ² < A	325,000	971,000	2,117,000	2,945,000

- 共同住宅等について、全ての住戸の省エネ評価が誘導仕様基準の場合はB、併用の場合はC、その他の場合はDとする。
- 気候風土適応住宅で、一次エネルギー消費量の評価が仕様基準の場合はB、その他の場合はDとする。
- 複数の用途にわたる場合における手数料は合計額とする。
- 建築物の数が2以上の場合における手数料は合計額とする。
- 認定の申請に併せて、確認申請の申出があった場合の手数料は、確認申請の手数料を加算する。

(2) 非住宅部分

	床面積の合計(A)	手数料(円)		
		A 機関で技術的審査 を行ったもの	B モデル建物法によ るもの	D モデル建物法以外 の評価方法(標準入 力法、BEST 省エネ ツール等)によるも の
非住宅	A ≤ 300 m ²	11,000	135,000	359,000
	300 m ² < A ≤ 1,000 m ²	19,000	155,000	405,000
	1,000 m ² < A ≤ 2,000 m ²	31,000	191,000	486,000
	2,000 m ² < A ≤ 5,000 m ²	94,000	335,000	782,000
	5,000 m ² < A ≤ 10,000 m ²	149,000	423,000	933,000
	10,000 m ² < A ≤ 25,000 m ²	188,000	536,000	1,188,000
	25,000 m ² < A ≤ 50,000 m ²	235,000	605,000	1,295,000
	50,000 m ² < A	328,000	741,000	1,505,000

- 複数の用途にわたる場合における手数料は合計額とする。
- 建築物の数が2以上の場合における手数料は合計額とする。
- 認定の申請に併せて、確認申請の申出があった場合の手数料は、確認申請の手数料を加算する。

■ 床面積の算定方法

省エネ性能向上計画認定	区分に掲げる部分の床面積の合計 (共同住宅(BからDを適用するものに限る。))の設計一次エネルギー消費量に共用部を含まない場合は、共用部分の面積を除いた面積
変更の省エネ性能向上計画認定 軽微な変更該当していることを証する書面の交付	変更後の建築物の部分の床面積の2分の1 (変更が住宅部分のみの場合は住宅の部分、非住宅部分部分のみの場合は非住宅の部分に限る。) ただし、床面積が増加する部分は増加する部分の床面積
変更の省エネ性能向上計画認定 AからDの適用に変更が生じる場合	変更後の建築物の部分の床面積 (変更が住宅部分のみの場合は住宅の部分、非住宅部分部分のみの場合は非住宅の部分に限る。)